

富士町国発第1-65号
令和6年1月23日

富士川町国民健康保険運営協議会会長 殿

富士川町長 望月利樹



諮 問 書

富士川町国民健康保険運営協議会規則（平成22年3月8日規則第79号）
第2条第1項及び同条第2項の規定に基づき、下記の事項について、貴協議
会の意見を求めます。

記

1 国民健康保険税率等について

(1) 基礎課税額（医療保険分）の改定

- ア 所得割額 100分の9.0を100分の7.8に改める。
- イ 均等割額 28,500円を25,500円に改める。
- ウ 平等割額 29,400円を26,300円に改める。

(2) 後期高齢者支援金等課税額の改定

- ア 所得割額 100分の2.2を100分の2.4に改める。
- イ 均等割額 9,500円を10,700円に改める。
- ウ 平等割額 8,900円を10,000円に改める。

(3) 介護納付金等課税額の改定

- ア 所得割額 100分の2.0を100分の2.2に改める。
- イ 均等割額 9,300円を10,300円に改める。
- ウ 平等割額 8,000円を8,800円に改める。

(4) 適用の期日

令和6年度分の国民健康保険税から適用する。

